

議案第64号

世田谷区立学校施設使用条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 使用料の額を改定するとともに、料金区分を変更する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立学校施設使用条例の一部を改正する条例

世田谷区立学校施設使用条例（昭和52年4月世田谷区条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の部体育館の項中「320円」を「410円」に、「790円」を「1,010円」に、「130円」を「160円」に、「小人（小・中学生）」を「子ども（18歳以下（幼児を除く。）」に、「50円」を「60円」に改め、同部格技室の項中「320円」を「410円」に、「790円」を「1,010円」に改め、同部教室の項中「260円」を「330円」に改め、同部校庭の項中「320円」を「410円」に改め、同部庭球場の項中「850円」を「1,080円」に改め、同表の2の部個人の項中「240円」を「300円」に、「360円」を「460円」に、「100円」を「120円」に、「小人（小・中学生）」を「子ども（18歳以下（幼児を除く。）」に、「障害者（小・中学生に限る。）」を「障害者（18歳以下に限る。）」に改め、同表の3の部個人の項中「480円」を「540円」に、「150円」を「170円」に、「小人（小・中学生）」を「子ども（18歳以下（幼児を除く。）」に、「障害者（小・中学生に限る。）」を「障害者（18歳以下に限る。）」に、「240円」を「270円」に、「80円」を「90円」に改め、同部団体の項中「5,760円」を「6,530円」に改め、同表の4の部日曜日、土曜日及び休日の項中「5,280円」を「6,760円」に、「7,920円」を「10,150円」に、「11,880円」を「15,230円」に、「19,800円」を「25,380円」に改め、同部日曜日、土曜日及び休日以外の日の項中「3,960円」を「5,070円」に、「6,600円」を「8,460円」に、「9,240円」を「11,840円」に、「15,840円」を「20,300円」に改め、同表の5の部中「360円」を「460円」に、「小人（小・中学生）」を「子ども（18歳以下）」に、「150円」を「190円」に改め、同表備考第4号中「120円」を「140円」に、「小人」を「子ども（18歳以下の者（幼児を除く。）をいう。）」に、「小・中学生」を「18歳以下の者」に、「40円」を「50円」に改め、同表備考第5号中「幼児、小学生又は中学生」を「子ども（18歳以下の者をいう。）」に改め、同表備考第6号中「180円」を「230円」に、「小人」を「子ども（18歳以下の者をいう。）」に、「80円を」を「100円を」に改める。

別表第3校庭の項中「1,320円」を「1,690円」に改め、同表庭球場の項中「660円」を「840円」に改め、同表小ホールの項中「750円」を「960円」に、「1,000円」を「1,280円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第2及び別表第3の規定は、令和7年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。